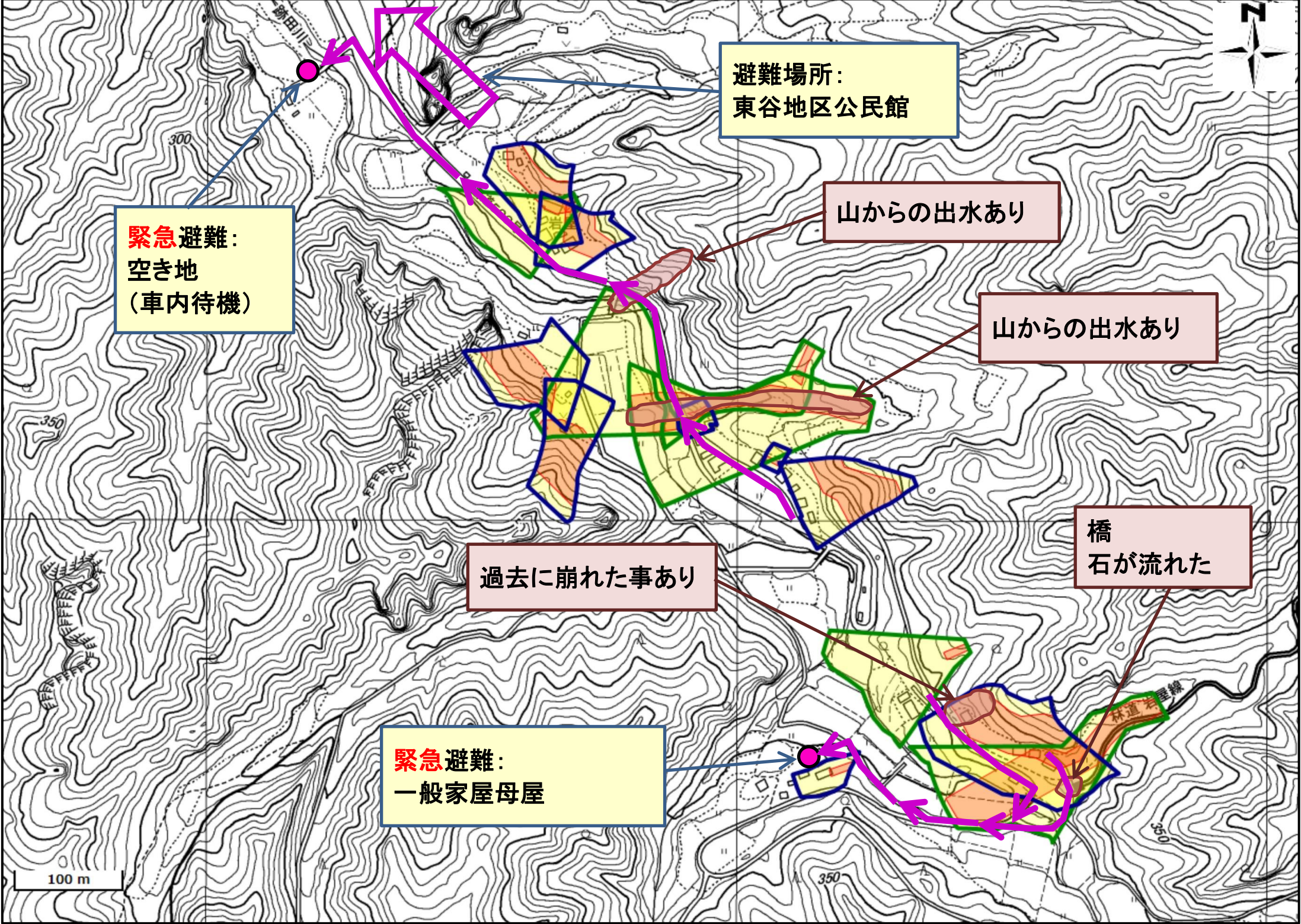


中津市 本耶馬溪地域
(東谷上地区)岩屋上

令和4年2月作成

土砂災害ハザードマップ

あなたへの土砂災害情報の伝達について！
「高齢者等避難」「避難指示」は、市役所・消防署・消防団・警察署・交番・自治委員等から、メール・広報車・電話・個別訪問等で、伝達されます。



この地図は、大分県森林資源情報データ(ダウンロード)から作成したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2KUs3)

- 黄色でぬりつぶされた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 - ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。
 - ・「土砂災害危険箇所」は、将来的に基礎調査を実施した後、土砂災害防止法の指定により「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」になる可能性があります。

指定箇所名

- (11-502-Ⅱ-106) 岩屋川①
- (11-502-Ⅱ-107) 唐菜ノ迫川(A)
- (11-502-Ⅱ-107) 唐菜ノ迫川(B)
- (11-502-Ⅱ-108) 井手迫川
- (11-502-Ⅱ-109) 角佛川
- (11-502-Ⅱ-110) 田ノ口川①
- (Ⅱ-1-7246) 岩屋③(A)
- (Ⅱ-1-7246) 岩屋③(B)
- (Ⅱ-1-7247) 岩屋④(A)
- (Ⅱ-1-7247) 岩屋④(B)
- (Ⅱ-1-7248) 岩屋⑤(A)
- (Ⅱ-1-7248) 岩屋⑤(B)
- (Ⅱ-1-7248) 岩屋⑤(C)
- (Ⅱ-1-7249) 岩屋⑥
- (Ⅱ-1-7250) 岩屋⑦

項目	記号
土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
避難場所	
緊急避難	
危険が想定される区域	
主要な避難路	
注意事項	
避難場所の説明	

問合せ先

- 本耶馬溪支所
電話: 0979-52-2211
- 中津市役所 防災危機管理課・排水対策課
電話: 0979-22-1111

大分県土砂災害危険箇所情報
(インターネット提供システム)
http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dosya_map/

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

日頃からの確認



①土砂災害警戒区域や避難場所等
を確認しておきましょう！

②テレビやラジオ、インターネット等で
気象情報を確認しましょう。

雨が強くなってきたら



前兆現象を見たら



避難のときは



③直ちに市役所に連絡しましょう！

斜面崩壊（がけ崩れ）

こんな前ぶれに要注意
●斜面からの水が滴る。
●地下水や湧き水が止まる。
●斜面のひび割れ、変形がある。
●小石が落ちてくる。



土石流

こんな前ぶれに要注意
●山鳴りがする。
●川が濁ったり、流木が流れる。
●雨が降り続いているのに、
川の水位が下がる。
(土砂により上流で流れがせき止められている)



地すべり

こんな前ぶれに要注意
●地面にひび割れやズレができる。
●井戸や沢の水が濁る。
●斜面から水が噴き出す。



④避難の連絡があったら直ちに避難しましょう！

⑤避難の際はこんなことに気をつけましょう！

- ・溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。
- ・避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域を避けた避難経路を選択しましょう。

危険を感じたら、早めの避難を行ってください。

～雨の強さと災害の発生状況～

1時間雨量	人が受けるイメージ	発生状況
10～20ミリ	ザーザー降る	長く続くときは注意が必要。
20～30ミリ	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。
30～50ミリ	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。
50～80ミリ	滝のように降る	土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80ミリ以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

○【警戒レベル3】高齢者等避難が出たら

避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者やその支援者は危険な場所から避難してください。高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難してください。

○【警戒レベル4】避難指示が出たら

計画された避難所等への避難行動に移るとともに、避難所等への避難が困難な場合は周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な建物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、危険な場所から避難してください。

前兆現象発見!!

避難

緊急避難

一般家屋母屋

空き地（車内待機）

避難場所等

東谷地区公民館

通報

通報先

本耶馬溪支所

電話：0979-52-2211

中津市役所 防災危機管理課

電話：0979-22-1111

中津市役所 排水対策課

電話：0979-22-1111

中津警察署

電話：0979-22-2131(110)

中津市消防本部

電話：0979-22-0001(119)

「なかつメール」に登録しませんか
市の防災情報を携帯電話やパソコンで受信できます。

1. t-nakatsu@sg-m.jp へ空メールを送信します。
2. 登録用URLが記載されたメールが届きます。
3. 利用規約をご確認の上、「メール配信に同意する」ボタンを押します。
4. 配信する内容を選択します。
5. 配信希望地区を選択します。
6. 入力内容を確認し、登録します。
7. 登録完了のお知らせメールが届きます。

